

ケアハウス徳和利用料徴収規定

1. 事務費

三重県の定めるところにより徴収するが、月 10,000 円～69,500 円を各々の収入を確認の上決定調書により徴収額を決定し、徴収する。

夫婦で入居の場合、二人の収入を合算しその 2 分の 1 の額を対象収入として算定し、得た額に相当する階層の徴収額を一人当たりの事務費として徴収する。ただし、対象収入が 150 万円以下になる場合については、1 階層の徴収額より 30%減額した金額を一人当たりの事務費として徴収する。

2. 生活費

三重県の定める基準により月 46,943 円を徴収する。

また、冬期(11月～3月)は月 2,168 円加算する。

3. 管理費

月 30,000 円を徴収する。

夫婦で入居の場合、一人当たり月 5,000 円を減額した月 25,000 円ずつを各々の管理費として徴収する。

4. 居室水道料

居室の水道料は、月 800 円を徴収する。

5. 利用料の納入期日は当月 25 日とする。

収入による階層区分 (円)		本人からの 事務費 月額徴収額	生活費 (食費含む)	管理費 (家賃相当)	居室 水道料	利用料合計	
1	1,500,000 以下	10,000	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	87,743 円 89,911 円
2	1,500,001～1,600,000	13,000	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	90,743 円 92,911 円
3	1,600,001～1,700,000	16,000	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	93,743 円 95,911 円
4	1,700,001～1,800,000	19,000	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	96,743 円 98,911 円
5	1,800,001～1,900,000	22,000	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	99,743 円 101,911 円
6	1,900,001～2,000,000	25,000	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	102,743 円 104,911 円
7	2,000,001～2,100,000	30,000	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	107,743 円 109,911 円
8	2,100,001～2,200,000	35,000	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	112,743 円 114,911 円
9	2,200,001～2,300,000	40,000	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	117,743 円 119,911 円
10	2,300,001～2,400,000	45,000	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	122,743 円 124,911 円
11	2,400,001～2,500,000	50,000	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	127,743 円 129,911 円
12	2,500,001～2,600,000	57,000	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	134,743 円 136,911 円
13	2,600,001～2,700,000	64,000	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	141,743 円 143,911 円
14	2,700,001～2,800,000	69,500	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	147,243 円 149,411 円
15	2,800,001～2,900,000	69,500	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	147,243 円 149,411 円
16	2,900,001～3,000,000	69,500	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	147,243 円 149,411 円
17	3,000,001～3,100,000	69,500	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	147,243 円 149,411 円
18	3,100,001 以上	69,500	(2,168) 46,943	30,000	800	4月～10月 11月～3月	147,243 円 149,411 円

令和 7 年 4 月 1 日改定